

京都市告示第778号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 令和5年4月1日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
伏見西部第五 経5号線	伏見区納所星柳13番地の3地先から 同町32番地地先まで	メートル 357.80	メートル 6.00 ~ 11.40
伏見西部第五 経6号線	伏見区納所星柳33番地地先から 同町37番地の1地先まで	79.40	6.00 ~ 12.50

(建設局土木管理部道路明示課)